

第5章 子ども・子育て支援の施策

本章では、本計画の基本理念である『こどもの笑顔があふれる津南町』を達成するため、第3章で示した体系図に基づいて、3つの基本的な視点及び基本施策を踏まえた、より具体的な子育て支援に関する取り組みをまとめています。

<子ども・子育て支援施策一覧>

基本理念 こどもの笑顔があふれる津南町

※こ … こどもの視点／親 … 親づくりの視点／地 … 地域社会の視点

基本施策（掲載頁）	取り組み内容	基本的な視点※
1. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 【母子保健計画】 (pp. 20-29)	1 妊娠から出産までの支援	
	(1) 妊娠から出産までの相談支援体制の構築	こ、親
	(2) 不妊治療への支援	こ、親
	2 母子保健事業等の推進	
	(1) 出産後の支援の充実	こ、親
	(2) 乳幼児期の発育・発達の増進	こ、親
	(3) こども家庭センターの整備	こ、親
	3 こどもの健康の増進	
	(1) 規則正しい生活リズムの確立に向けた支援	こ、親
	(2) 食育の推進	こ、親
	(3) 歯科保健事業の推進	こ
	(4) 学童期・思春期の成育環境の充実	こ、地
	(5) 療育事業の充実	こ、親
	(6) 育成医療・養育医療の充実	こ、親
	(7) 予防接種の推進	こ
2. 地域における子育て支援 (pp. 30-37)	1 子育て支援サービスの充実	
	(1) 子育て支援センターの充実	こ、親
	(2) 相談体制の整備	親
	(3) 交流型子育て支援事業の充実	親
	(4) 一時預かり事業の充実	親

	2 保育サービスの充実	
	(1) 病児・病後児保育の対応	親
	(2) 休日保育、延長保育の充実	親
	(3) 障害児保育の充実	こ
	(4) 乳児保育の充実	親
	(5) 質の高い保育環境の整備	こ
	(6) 費用負担の軽減	親
	3 子育て支援ネットワークづくり	こ、親、地
	4 児童青少年の健全育成	
	(1) 津南町スポーツ少年団の活性化	地
	(2) 放課後児童対策	こ
	(3) 学童保育の充実	こ、親
	(4) 地域による健全育成事業	地
	5 仕事と家庭の両立支援の推進	親、地
3. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (pp. 37-39)	1 次代の親の育成	親
	2 こどもの生きる力の育成に向けた保育・教育環境の整備	
	(1) 保育所の統廃合	こ、地
	(2) 望まれる学校の規模と体制	こ、地
4. 子育てを支援する生活環境の整備 (pp. 39-41)	1 良好な居住環境の確保	親、地
	2 安心して外出できる環境の整備	
	(1) 生活環境と交通機関の整備	地
	(2) 公園の整備	こ、地
	3 安全・安心のまちづくりの推進	地
5. こども等の安全確保 (pp. 41-42)	1 こどもを交通事故や犯罪等の事故から守るための活動の推進	
	(1) 交通安全教育の推進	こ、地
	(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	地
6. 要保護児童への対応 (pp. 42-44)	1 児童虐待の防止	こ、地
	2 ひとり親家庭への支援	親
	3 障害児支援施策の充実	地
7. こどもの貧困に関する取り組み (pp. 44-45)	こどもの貧困に関する取り組み	地

第1節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1 妊娠から出産までの支援

(1) 妊娠から出産までの相談支援体制の構築

【現状と課題】

近年、妊娠届出数は年間30件前後で推移しています。母子健康手帳交付時の面談や妊婦健康診査等により、発達障害や精神疾患等の特性を持っている妊婦や経済面等に不安を抱えている家庭を早期に把握する中で、妊娠・出産・子育てにおいて地域資源を活用した支援の必要性が高くなっています。その一つとして、令和3年度から妊婦と0歳児のこどもがいる家族を対象としたハッピーマタニティ&ベビー事業により、出産・子育てに関する情報交換を実施しています。

また、伴走型相談支援事業により、母子健康手帳交付時と妊娠7～8か月頃にアンケートと面談を行い、妊娠中の生活や支援制度等を掲載した『子育て応援ガイド（妊娠期）』を用いて説明しています。出産前後は、生活スタイルの変化や女性ホルモンの影響などにより、不安やストレスが増大することが考えられるため、妊婦の気持ちに寄り添い不安の軽減に努めています。妊婦面談や医療機関等からの連絡により必要とされた場合には、訪問や電話相談等を行うなど、妊娠から出産に渡る切れ目のない支援が求められます。

【今後の施策】

母親自身が心身ともに健康に出産・育児ができるように、アンケートや個別相談・指導を継続し、妊娠期の不安の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関等と連携しながら継続した支援につなげていきます。また、町として新たな地域資源の開拓や分かりやすい相談・指導のため、職員の資質向上に努めます。

(2) 不妊治療への支援

【現状と課題】

不妊治療を受けた夫婦を対象に、町では平成19年度から特定不妊治療費助成事業を実施してきました。新潟県の特定不妊治療助成事業は令和4年4月から保険適用となる不妊治療が拡大されたことを受け、終了しましたが、出生数の減少が加速する中、町では特定不妊治療（生殖補助医療）に加え一般不妊治療も対象とし、自己負担金の一部を助成しています。

引き続き、本事業の周知を行い、不妊治療を受ける夫婦（事実婚も含む）の経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、県内では不育症治療の助成を実施する市町村もありますが、町ではまだ実施していません。

【今後の施策】

不妊治療費助成事業について、情報提供や広報活動により周知を図ります。

不育症治療の助成の実施について、引き続き検討していきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
伴走型相談支援の実施（１）	継続	継続	継続	継続	継続
不育症治療の助成（２）	推進	推進	推進	推進	推進

2 母子保健事業等の推進

（１）出産後の支援の充実

【 現状と課題 】

生後 28 日以内の新生児と産婦を対象に、産婦・新生児訪問を全数実施しています。

この時期は母親の育児不安や育児負担が大きく、精神的に不安定になるケースもあり、虐待の早期予防の視点から、今後も積極的に産婦・新生児への訪問指導に取り組んでいく必要があります。

また、概ね生後 2 か月頃に乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を、遠方に里帰りしている家庭を除くほぼ全数について実施しています。令和 5 年度から、訪問時に産婦に対して出産後のアンケートを実施し、体調や気持ちの変化、支援者の有無などをより丁寧に聞き取り、『子育て応援ガイド（子育て期）』を活用して、必要な支援サービスにつないでいます。

産婦・新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問時に産後うつ等の早期発見のための質問票を使用し、早期対応を図るとともに、平成 28 年度からは、生後 3 か月までの産後支援として、隣市の医療機関に『産後ケア事業』を委託し、実施しています。

町の一時預かり・一時保育事業および保育園入所が生後 8 か月以降となっていることから、出産後から生後 8 か月の間に利用可能なサービスが少ない現状があります。

【 今後の施策 】

継続的な支援を要する家庭について、継続訪問を行いながら必要に応じて医療機関と連携を図り、乳幼児健康診査や育児相談の場を活用し、必要な支援を行います。

産後に家事・育児支援を必要とする家庭に「子育て世帯訪問支援事業」などのサービスが提供できるよう、実施について検討していきます。

（２）乳幼児期の発育・発達の増進

【 現状と課題 】

乳幼児期の疾病の早期発見、運動・精神発達の確認、肥満やむし歯予防、親子の関係性や親のメンタルヘルスの確認などを目的として、乳幼児健康診査を行っています。

乳幼児健康診査を集団健診で実施することにより、医師・看護師・保健師・保育士・管理栄養士・臨床心理士・歯科衛生士などの専門職種が従事し、多面的に支援できる体制を整備しています。また、虐待予防・早期発見の観点からも健診の場が重要視されており、質問票等で養育者の訴えや育児環境からハイリスク家庭を把握し、早期に支援につなげていく必要があります。

近年は、4～5 歳頃の言葉の理解や社会性の発達について、早期発見とその後の支援の必要性が高まっています。

＜乳幼児健康診査の実施状況＞

単位：人

事業名	年度	対象者	受診者	受診率	発 育 状 況			指 示 区 分				
					やせ	普通	肥満	問題なし	要指導	要精密	要経過観察	要治療
4・10か月児健康診査	R3	68	65	95.6%	3	62	0	53	0	3	7	2
	R4	98	96	98.0%	1	95	0	92	0	1	1	2
	R5	67	67	100.0%	5	61	1	55	0	2	8	2
1歳6か月児健康診査	R3	45	45	100.0%	0	45	0	37	0	1	6	1
	R4	29	28	96.6%	0	27	1	26	0	2	0	0
	R5	50	48	96.0%	1	45	2	40	0	1	7	0
3歳児健康診査	R3	55	53	96.4%	0	52	1	45	1	3	4	0
	R4	45	46	102.2%	0	46	0	41	0	4	1	0
	R5	44	43	97.7%	0	43	0	36	0	6	1	0

（資料：津南町「母子保健事業報告」）

【 今後の施策 】

疾病や異常の早期発見、虐待ハイリスク家庭の把握、その後の支援へつなぐ場として乳幼児健康診査の充実に努めていきます。

今後、就学時健診よりも早い時期にこどもの特性を評価し、特性に合わせた関わり方を進めることなどを目的とした5歳児健診の実施について、検討していきます。特に運動・精神発達に関わって、こどもの社会性や規範意識、他者との関わり方などで特別な支援を要する特性の理解、それに対する特別支援教育の理解について、保護者を含め家庭や地域への啓発に努めていきます。

（3）こども家庭センターの整備

【 現状と課題 】

近年の妊娠・子育て期における環境は、核家族化や少子高齢化等により、家族だけの育児力では母親の孤立や支援者不足を招き、虐待等のリスクを高める可能性があります。

町においても同様であり、子育てにおける公的サービスの重要性は高まっています。町では、令和3年に「子育て世代包括支援センター」、令和5年に「子ども家庭総合支援拠点」を立ち上げ、母子保健・児童福祉支援を保健師が中心となり実施していますが、子育て支援におけるサービスは充足しているとはいえない現状があります。

【 今後の施策 】

令和7年4月に、母子保健と児童福祉の連携を図り、妊娠・出産・子育てについての一体的な相談機関として「こども家庭センター」を福祉保健課内に設置します。

現在も保健師が行っている妊娠期から子育て期における支援を継続する中で、児童虐待やヤングケアラー等の未然の防止や、さらに住民の声から家庭・養育環境を支援する新たなサービスの検討を行います。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
子育て世帯訪問支援事業の実施（１）	推進	推進	推進	推進	推進
５歳児健診の実施（２）	推進	推進	推進	推進	推進

3 こどもの健康の増進

（１）規則正しい生活リズムの確立に向けた支援

【 現状と課題 】

近年、遅寝遅起き、テレビや動画等のメディアの視聴時間が長い乳幼児が見受けられます。遅寝遅起きは、成長発達や生活の様々な面で影響を及ぼし、メディアの長時間視聴は生活リズムの乱れや運動量・コミュニケーション能力の低下、親子の触れ合う時間の減少等、心の発達の妨げになる恐れがあります。

乳幼児健康診査において、就寝・起床時間やメディア視聴時間を問診票で確認し指導を行ったり、「早寝・早起き・朝ごはん」についてのガイドや絵本を配布したり、家族全体で早期から望ましい生活リズムや生活習慣を身につけることの大切さについて普及啓発しています。

また、子育て支援ネットワーク『育ネットつなん』の保護者部会でスマホ使用のルールやわが家の約束の取組により、幼児期のメディアコントロールを推進しています。学校部会では『津南ヘルスチャレンジカード』の取組、講師を招聘しての情報モラル教育を実施しています。

【 今後の施策 】

広報や乳幼児の集まる機会での保護者に対して、規則正しい生活リズムの確立に向けた指導、相談、普及啓発を行います。

また、メディアコントロールを中心に生活リズムや生活習慣を身につけることの重要性を理解するための学習会や講演会、情報提供の推進に努めます。

（２）食育の推進

【 現状と課題 】

乳児期では、離乳食の内容や量、母乳やミルクの量の他に、離乳食を食べない、食品の種類が増えない、しっかりかめない等の不安や悩みを持つ保護者が増えてきています。

幼児期では、野菜嫌い等の偏食、濃い味つけ、間食でのお菓子の摂り過ぎ等が見られます。これらは、こどもの肥満やむし歯の原因のひとつになっています。また、保護者の食習慣の影響を受けやすい幼児期には、痩せのこどもも出現しています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係作りによる心身の健全育成を図ることは、生涯健康で過ごすための基礎となります。そのため、生活リズム等を包括した『食育』の推進について地域全体で取り組むことが必要です。

また、食に関する関係機関との連携を密にしながら情報収集を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、町民挙げて健康づくりに取り組めるよう進めていくことが大切です。

【 今後の施策 】

こどもの頃から生活習慣病を予防するために、規則的な生活リズムと食習慣が確立されるよう、『いきいき大好き津南町推進委員会』の『食育部会』を中心に、食に関する現状と課題を共有し、それぞれの年代に合った対策の検討を行い、生涯に渡って一貫性のある食事・生活指導体制を整備するよう努めます。

また、保育所や学校、地域において、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供の推進に努めます。

保育所及び学校給食では、地産地消に取り組み、生産者との交流や農業体験を通して食に親しむ心や感謝の気持ちを育てるなど、食を通して豊かな人間性を養う場として進めていきます。

（３）歯科保健事業の推進

【 現状と課題 】

歯科健診でのむし歯有病率と一人平均むし歯数は減少傾向にありますが、一人でも何本もむし歯のあるこどもがおり、むし歯のあるこどもと無いこどもとの差が広がっています。

乳幼児健康診査において、10 か月児健康診査から各健康診査で歯科衛生士による歯科講話や個別の歯みがき指導を実施しています。

保育所児童については、春秋の2回の歯科健康診査と年1回のむし歯予防教室を実施しています。歯垢染色液や砂糖含有量モデル等を活用した歯科衛生士や管理栄養士の講話等、親子に対してむし歯予防の啓発普及を行っています。

また、幼児期からよく噛んで食べることの意識づけを目的に、年長児に咀嚼チェックガムを配布し、むし歯予防教室等でかむ力のテストを行っています。

【 今後の施策 】

津南町歯科保健計画の乳幼児の目標である「親子でのむし歯予防」や「よく噛んで食べる習慣づくり」のため、乳幼児健診や保育所での歯科保健対策の充実を図ります。

乳幼児健康診査では、歯みがき指導に加えておやつの内容・時間等、食生活習慣を踏まえた指導に努めます。また、むし歯のあるこどもやリスクの高いこどもへの関わりを強化し、受診勧奨や継続した支援に努めます。

保育所では、日頃からこどもが歯みがきや、よく噛む習慣が身につけられるよう支援するとともに、機会をとらえて祖父母を含めた家族全体でのむし歯予防の取り組みについて、普及啓発を図ります。

（４）学童期・思春期の成育環境の充実

①発育及び疾病状況について

【 現状と課題 】

平成18年度から、小学校6年生と中学3年生を対象に将来に向けての「健康づくりの基礎づくり時期」とし、学校健診内容の他に、血糖検査、血圧測定、腹囲測定、血中脂質検査を実施しています。平成27年度から実施している『津南ヘルスチャレンジカード』は、家族ぐるみの規則正しい生活リズムと食習慣の確立を目的に、小・中学校で継続して取り組んでいます。

【 今後の施策 】

学校での食事や運動等の生活習慣の教育に合わせ、広報紙等での啓発を継続し、早期からの生活習慣病の予防に努めます。

また、血液検査結果から、こども自身が自分の身体や健康状態に関心を持ち、保護者もこどもの健康づくりの重要性について理解を深められるよう、引き続き小児期からの生活習慣病予防に努めます。

様々な健康問題に対処するため、引き続き、小・中学校及び中等教育学校の養護教諭との検討会や情報交換を行うとともに、医療関係者と連携し、随時情報共有を行っていきます。

②不適応・不登校・ひきこもり対策について

【 現状と課題 】

教育委員会の統計によると、町の小・中学校における病気や経済的な理由以外での長期欠席者数の割合は、令和4年度において小学校7名（1.89%）、中学校13名（10.92%）となっています。令和4年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』によると、新潟県の令和4年度の長期欠席者数における不登校児童・生徒の割合は、小学校が1.58%、中学校が5.75%で、新潟県と比べ、町の不登校の割合は高い状況です。

特に小学校から中学校への移行期における学校生活の変化に伴い、人間関係や学習関係への不安感等による不登校傾向が示されています。町では、思春期の悩みに対応するつなんにこやかルーム（適応指導教室）を設置し、1名の指導員を配置しているほか、3名の訪問相談員により個々に状況に寄り添いながら、本人・保護者への支援及び関係機関との調整等に従事しています。

近年は、発達障害の課題を抱えたこどもが増加傾向にあり、不登校やひきこもりの要因となっていることが多いため、早期に専門家や医療機関につなぐとともに、臨床心理士や保健師が家庭も含めた継続的な支援を行う必要があります。また、発見・相談のされにくい家庭内暴力に関しては、相談の内容によっては、より専門的な児童相談所の相談窓口を紹介しています。

【 今後の施策 】

心身共に健やかな発達を促すため、家庭、学校、地域、医療と連携し、臨床心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所を含めた相談体制の強化を図ります。

校内教育支援センター（SSR）を設置し、SSRを核とした新たな不登校対策に取り組みます。また、つなんにこやかルームの活動内容を充実させるためにルームの移転を検討します。

③思春期保健対策について

【 現状と課題 】

近年、こどもの受動喫煙や、思春期からの喫煙・飲酒の経験の増加が懸念されています。また、思春期は性への関心が高まり、身近に商業的な性に関する情報が氾濫する中、適切な行動が選択できるような取り組みが大切になっています。

喫煙予防については、平成28年度から、各小学校で『未成年者喫煙防止教育』として授業を行っています。また、中学校の生徒を対象に、ストレス対処についての講演会、助産師等による性教育講話を実施しています。

【 今後の施策 】

児童・生徒が自分の健康づくりへの意識を高められるような取り組みを継続し、あわせて家庭への普及啓発を継続します。

（５）療育事業の充実

①発達に関する相談について

【 現状と課題 】

十日町地域振興局健康福祉部による『療育相談』では、乳幼児健診等で運動及び精神機能面で要観察となった幼児を対象に、専門小児科医の診察と指導が行われています。町内からは年 6～7 人の利用があります。

町では、保育所の年中児及び年長児の保護者を対象に、専門職による『育ちの相談会』を行っており、毎年 8 人程度の申し込みがあります。

相談後も継続的な支援が必要なことから、町では保健師や臨床心理士による家庭訪問や保育所及び医療機関等との連絡、十日町市発達支援センター「おひさま」で実施されている児童発達支援事業の利用等、きめ細かな支援に努めています。

【 今後の施策 】

相談・指導の早期対応のため、適切な時期に『療育相談』や『育ちの相談会』の紹介を行うとともに、関係者で情報交換を密にし、援助方法の共通理解を図っていきます。

障害のあるこどもや発達特性から特別な支援を要するこどもの保育園入所及び就学が円滑に行われるよう、職員の適正配置等、関係者と先を見通した支援計画を検討します。また、運動及び精神機能面での発達上の特性から特別な支援を要する乳幼児の理解について、家庭への普及啓発に努めます。

②耳の聞こえについて

【 現状と課題 】

先天性の聴覚障害は、発見が遅れると、言語発達の遅れ、情緒や社会性の発達にも影響が生じると言われています。令和 6 年度より新生児聴覚検査の費用助成を行っています。出生届出時や新生児訪問、保健師の乳児全戸家庭訪問事業で検査結果について確認しています。現在、出生児のほぼ全数が受検しています。また、乳幼児健診等においても、家族の聞き取りなどで早期発見に努めています。

町では、令和 6 年度より『魚沼地域こどものきこえ相談室』の相談が受けられる体制になりました。関係機関が連携し、要精密検査児と保護者の継続支援を行い、聴覚障害の早期支援につなげています。聴覚障害の疑いのある場合は、専門の医療機関や『魚沼地域こどものきこえ相談室』を紹介し、聾学校等の相談支援機関と連携し保護者の個別支援を行っています。

【 今後の施策 】

聴覚障害の早期発見・早期支援のため、引き続き妊娠届出時に新生児聴覚検査について啓発します。また、乳幼児健康診査等での早期発見・相談機関の紹介を行い、個別支援に努めます。

③ことばの教室について

【 現状と課題 】

乳幼児健診、保育所及び学校の現場で、発語の遅れや構音障害、言葉に関する相談が増えてきています。精神発達との関係や、耳の聴こえや口腔の異常等の様々な原因が考えられ、早期発見及び早期治療のための相談・指導ができる専門機関が求められています。

平成 19 年度から設置している津南小学校のことばの教室『うぐいす』では、専門教員による小学校児童の相談・指導を行い、幼児についても相談に応じています。

【 今後の施策 】

保護者、保育所及び学校と連携を図り、発語の遅れや言葉の問題がある幼児や児童に対し、ことばの教室『うぐいす』による相談・指導を充実していきます。

（6）育成医療・養育医療の充実

【 現状と課題 】

身体に障害がある又はその障害を残すと認められる児童に対して、日常生活能力の回復向上を図るために自立支援医療（育成医療）の給付が行われています。

また 2,000 g 以下、あるいは特に生活力の弱い低出生体重児に対しては、低体重による疾病を防ぐために未熟児養育医療の給付が行われています。

小児慢性特定疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童に対し、小児慢性特定疾患の給付を行っています。

十日町地域振興局健康福祉部と連携を図りながら、随時、相談等を実施しています。

【 今後の施策 】

給付期間の終了後も乳幼児健診や家庭訪問等の継続支援を行い、相談対応や指導に努めます。

（7）予防接種の推進

【 現状と課題 】

各種定期予防接種は、個別通知を行うとともに出生届出時や乳幼児健診時に確認を行い適切な接種ができるように努めています。

また、平成 22 年度から季節性インフルエンザの予防接種について、生後 6 か月から中学校 3 年生以下のこどもに対して費用の一部助成を行っています。

＜定期予防接種の実施状況＞

単位：人

種別		R3			R4			R5		
		対象人数	実施人数	実施率	対象人数	実施人数	実施率	対象人数	実施人数	実施率
ロタウイルス (1価)	1回目	44	40	86.3%	55	41	92.7%	26	19	80.8%
	2回目		36			47			18	
ロタウイルス (5価)	1回目	44	3	86.3%	55	4	92.7%	26	3	80.8%
	2回目		2			5			2	
	3回目		2			4			2	
B型肝炎	初回1回目	44	43	97.7%	55	46	83.6%	24	24	100.0%
	初回2回目		37	84.1%		53	96.4%		22	91.7%
	追加		28	63.6%		50	90.9%		31	129.2%
ヒブ感染症	初回1回目	44	44	100.0%	55	45	81.8%	26	24	92.3%
	初回2回目		36	81.8%		53	96.4%		22	84.6%
	初回3回目		33	75.0%		56	101.8%		23	88.5%
	追加		38	102.6%		36	65.5%		43	107.0%
小児用肺炎球菌感染症	初回1回目	44	44	100.0%	55	45	81.8%	26	24	92.3%
	初回2回目		36	81.8%		52	94.5%		22	84.6%
	初回3回目		33	75.0%		56	101.8%		23	88.5%
	追加		38	97.4%		36	65.5%		46	107.0%
四種混合	初回1回目	40	38	95.0%	55	52	94.5%	26	25	96.2%
	初回2回目		33	82.5%		56	101.8%		24	92.3%
	初回3回目		36	90.0%		53	96.4%		28	107.7%
	追加		38	123.7%		26	47.3%		41	95.3%
二種混合		64	51	79.7%	61	50	82.0%	67	59	88.1%
BCG		35	32	91.4%	55	52	94.5%	24	29	120.8%
麻しん風しん混合(MR)	第1期	38	38	100.0%	31	36	116.1%	43	45	104.7%
	第2期	66	62	93.9%	57	59	103.5%	47	44	93.6%
水痘	初回	38	36	94.7%	31	37	119.4%	43	45	104.7%
	追加	38	50	131.6%	31	28	90.3%	43	35	81.4%
日本脳炎第1期	初回1回目	49	58	118.4%	55	47	85.5%	24	43	179.2%
	初回2回目		58	118.4%		59	107.3%		41	170.8%
	追加		48	129.2%		50	90.9%		61	254.2%
日本脳炎第2期		123	102	82.9%	150	100	66.7%	120	70	58.3%
子宮頸がん	1回目	255	9	3.5%	403	82	20.3%	444	27	6.1%
	2回目		9	3.5%		62	15.4%		35	7.9%
	3回目		9	3.5%		35	8.7%		45	10.1%

(資料：津南町福祉保健課)

【 今後の施策 】

予防接種制度の概要、罹患予防の重要性、予防接種の有効性・安全性及び副反応等について十分な周知を図った上で、対象者への個別通知及び未接種者への再勧奨も継続して行い、接種率の向上に努めます。

また、最新の感染症発生状況の情報収集に努めるとともに、予防接種に対する正しい理解のもとで接種していただけるよう、町ホームページや広報紙等を活用し、予防接種の知識や情報を提供していきます。

(8) こどもの医療費助成について

【 現状と課題 】

こどもの保護者の経済的負担の軽減を図り、より安心してこどもを生み育てる環境整備に寄与するため、こどもの医療費の一部助成を行っています。

町では、出生から満18歳の到達年度末まで助成を行っています。令和2年10月診療分から入院にかかる医療費は助成内容を拡充し、全額助成されるようになりました。

【 今後の施策 】

こどもの医療費の負担については、町民のニーズや国の動向を見ながら他の子育て支援策と併せて検討していきます。

(9) 妊産婦の医療費助成について

【 現状と課題 】

妊産婦に対し医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母子保健の向上と福祉の増進に寄与しています。補助対象期間は、母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から出産した月の翌月末までです。

引き続き、妊産婦医療費助成事業の周知を行い、妊産婦の経済的負担を軽減し、疾病の早期発見と早期治療を促す必要があります。

【 今後の施策 】

妊産婦医療費助成事業を継続し、制度について、情報提供や広報活動により周知を図ります。

(10) 小児医療の充実

【 現状と課題 】

町内には、津南病院と開業医院 2 か所の小児を受け入れる医療機関があります。

津南病院は、平日及び月 2 回の土曜日に小児科医が勤務していますが、派遣医師のため診療時間に制限があり入院治療は困難です。

休日、時間外の診療は多くが近隣市町村の医療機関を利用しています。

【 今後の施策 】

津南病院で対応の難しい問題に関しては、近隣市町村の医療機関と連携を図る中で適切な医療の提供を行うとともに、住民の要望については関係機関等と検討していきます。

様々な機会をとらえ、病気時における家庭での観察ポイントや適切な受診方法等の情報提供及び相談を行います。

こども医療電話相談事業（#8000）を周知により、こどもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する医療機関等のアドバイスが受けられるようにします。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
不登校対策（４） - ②	SSR 設置	継続	継続	継続	継続
つなんにこやかルームの移転 （環境改善）（４） - ②					移転
学習支援（ネット環境の整備、 ICT 機器の整備）（４） - ②	整備				
麻疹風しん第１期及び第２期 接種率（７）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
BCG 接種率（７）	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

第2節 地域における子育て支援

1 子育て支援サービスの充実

(1) 子育て支援センターの充実

【現状と課題】

出生数の低下により、近所に同年代のこどもが少ない、またはいないといった状況が生まれ、こども同士の交流が減少してきています。更に核家族や共働き家庭の増加は、保護者がゆとりをもって子育てをすることを困難にし、親子の関わりの希薄化も進んでいます。

町では、平成18年度に子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談、支援、情報提供及び交流の場の提供を行い、一定の成果を上げてきました。

子育て支援センターは、保健センターの一部を間借りして実施しているため、保健センターの事業により他会場への移動を余儀なくされる場合があります。また、ハード面においても乳幼児の親子が利用する際に専用の調乳室や授乳室が無いため、使い勝手が悪い状況です。

【今後の施策】

現状では保健センター内を整備することは困難ですが、保育所統合による施設の増改築において、ひまわり保育園内に子育て支援センターを設置予定であり、利用者にとってより使い勝手の良い施設環境を整備します。また、これにより保育所との連携が容易に行えるようになり、情報交換をはじめ共同事業の実施、緊急時対応等にも一層の充足を図ります。

(2) 相談体制の整備

【現状と課題】

令和5年度の子育て支援センターでの相談事業は、センター利用は乳幼児が延べ1,928人、保護者が延べ1,703人でした。保育所では、こどもの健康やしつけ、家庭内の相談等が増加しており、通常保育の中での対応が難しくなっています。

相談内容は、こどもの基本的な生活習慣、発育・発達、環境、育児に関するものが恒常的に挙げられます。子育て支援センターは、スタッフが保育士のみであるため、専門的な相談には栄養士や臨床心理士との相談日を設けるなどの対応をしていますが、発育・発達段階に応じたアドバイスができるような人材の派遣をするなど、行政内部で調整を図る必要があります。

【今後の施策】

子育てのちょっとした相談では、相談者をよく理解している身近な人が話を聴いてあげることが大切ですが、相談内容によっては、専門的な知識や的確な判断ができる人の対応が必要です。

対応困難な相談に対しては、更に専門的な相談機関につなげ、連携及び調整をしながら問題の解決や改善ができる体制を充実させます。また、相談サービスの周知に努め、丁寧・適切な対応ができるようオンライン研修も活用しながら、職員の人材育成に努めます。

(3) 交流型子育て支援事業の充実

【現状と課題】

未就園児とその親の交流の場として、子育て支援センターで『つながっぺ広場』を開設している

他、NPO 法人 Tap や保育ボランティアの協力を得て、親子遊びを中心とした内容でおたのしみ会を実施しています。認知度も高く、利用率も高くなっています。

【 今後の施策 】

子育て支援センターでの事業では、行事内容や実施日等を創意工夫し、保護者に情報提供をすることで、より参加しやすい環境を整えます。保育連絡システム『すぐーる』や町ホームページを活用し、イベント情報の周知方法の工夫を図ります。

保育所では、未就園児とその親を対象にした保育所開放、高齢者との交流、小学生との交流、中学生の職場体験受入等の活動を広く周知し、より地域に開けた保育所にするため、学校や各種団体との連携も深めます。

(4) 一時預かり事業の充実

【 現状と課題 】

大半の家庭がいざという時にはこどもの世話を頼める人（祖父母等）が近くにいる状況です。

令和5年度の一時預かり事業は、年間延べ76件の利用があり、うち保護者の就労形態等による理由が23件、保護者の傷病・冠婚葬祭等による理由が23件、保護者の育児疲れ解消等による理由が19件、里帰り出産による利用などその他の理由が11件となっています。

また、保育園の入所と合わせて、一時預かり事業は生後8か月からの受け入れをしている状況です。しかしながら、保護者の働き方などにより、低月齢での預かりを希望する声もあります。

【 今後の施策 】

『こども誰でも通園制度』が始まり生後6か月からの受け入れをすることに伴い、一時預かり事業の受け入れ月齢についても、合わせて検討します。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
『つながっぺ広場』乳幼児延べ利用者数（3）	2,000 人	維持	維持	維持	維持
一時預かり事業受け入れ月齢（4）	維持	生後 6 か月			

2 保育サービスの充実

(1) 病児・病後児保育の対応

【 現状と課題 】

平成29年7月から近隣市の協力により、医療法人に併設される子育て・健康支援センターで津南町病児保育事業を実施しています。令和5年度の登録者数は50名となっており、徐々に利用を希望する保護者が増えてきています。

ニーズ調査では、こどもが病気の際の利用希望が41%で、共働き等により仕事が休めないために病院や保育所等で預かってくれることを望むニーズがあります。しかしながら、専用スペース

の確保やスタッフ配置等の課題から、町内では病児・病後児保育への対応が難しい状況です。

【 今後の施策 】

保護者からのニーズに踏まえて、身近な場所で保護者が安心してこどもを預けられる体制が整えられるよう、保育所整備における検討や津南病院・開業医との協議を継続していきます。

（２）休日保育、延長保育の充実

【 現状と課題 】

ニーズ調査では、土曜日の利用希望は４割弱で、希望者の一日当たり利用希望時間は、平日とほぼ同じ時間（午前８時～午後４時）となっており、日曜・祝日の利用希望については約３割で、午前８～９時から午後３～６時までの時間帯が多くなっています。

また、平日の早朝居残り保育についても、就労者の勤務形態や家庭状況等から、更なる開所時間の延長が求められていますが、現在の人員体制、財政面からは拡充困難な状況にあります。

【 今後の施策 】

保育所統合に向けた環境整備の検討を実施する中で職員・保育サポーター等の人材と実施可能な財源を確保し、居残り保育の延長、土曜一日保育の実施を検討していきます。

（３）障害児保育の充実

【 現状と課題 】

近年、通常発達に障害又は発達の特性が気になる児童が増加傾向にあります。

対象となるこどもを保育士・保健師・関係機関等が客観的に見た状態と、保護者が考える状態とに相違があるため、保護者と連携を図り育児を進めることに困難な場合があります。

町では、全保育所において障害のある児童や発達の特性を持ったこどもを受け入れ、健全な成長が促せるよう人員の体制に配慮しています。また、臨床心理士等の専門家による保育所巡回訪問を行い、障害のある児童への対応について相談・研修の機会を設けています。

【 今後の施策 】

こどもが持っている能力を最大限引き出せるよう保育していくために、発達に合わせた適切な保育士の配置に努めます。また、こどもの発達に適切に対応するためには、保育士の資質向上が不可欠であり、巡回相談の継続や事例検討会等による研鑽を図ります。

さらに保護者に対しても、関係機関と連携し、相談しやすい体制や適切なアドバイスができるような環境整備を進めます。

（４）乳児保育の充実

【 現状と課題 】

８か月児から入所を受け入れています。未満児の入所の増加などにより、保育所の乳児室、調乳室等の施設設備が十分ではない状況です。また、こどもが健全に育つには、８か月までは親元で育て、愛着形成を図る大切な期間と考えています。

【 今後の施策 】

各種保育サービス同様、人員と必要設備の不足により、受入月齢をすぐに引き下げることが困

難な状況ですが、令和8年度から新たな給付事業として、生後6か月から利用できる『こども誰でも通園制度』が開始される予定です。今後の出生数や一時預かり利用数等を踏まえながら、通園制度と乳児保育の運用方法を検討していきます。

(5) 質の高い保育環境の整備

【現状と課題】

ニーズ調査では「子育てについての相談先」として、親族・友人等の次に保育士が挙げられており、子育てに不安や悩みを抱える保護者のニーズに対応するため、子育て支援に関する専門性の向上が求められています。

また、既存の保育所施設についても、老朽化等により建物や設備の細部で修繕箇所が年々増加しています。今後に向けて、未満児入所増加に伴う十分な空間の確保や年間通じて安定した保育活動が行える環境づくり等の検討が必要です。

【今後の施策】

保育に携わる者全員がそれぞれの立場で高度な資質を習得できるよう、各種研修会への積極的な参加や子育て支援に携わる関係団体との連携強化を図ります。

施設面においては、各保育所との情報共有を図りながら必要に応じて修繕・工事を行い、今後の保育所統合も踏まえて環境整備に努めます。

(6) 費用負担の軽減

【現状と課題】

子育てにかかる負担は、社会全体で支援していく必要性から、町の徴収保育料については、平成23年度から国基準より50%程度の軽減や第3子以降が入所した場合の独自減免（基準額の半額）等、保護者負担の軽減を行っています。さらに、令和元年10月1日からは国の制度として0～2歳児住民税非課税世帯及びすべての3歳以上児の保育料が無償になりました。

また、その他の経済的負担の軽減策として、保育所への通園費の助成も実施しています。これらも子育て支援の一端であり、他の支援策と連携した施策が求められます。

【今後の施策】

未満児の保育料だけではなく、3歳以上児の副食費や保育サービスにかかる経済的負担のあり方を検討し、負担水準の妥当性、負担公平性についても引き続き検討します。

■行動目標

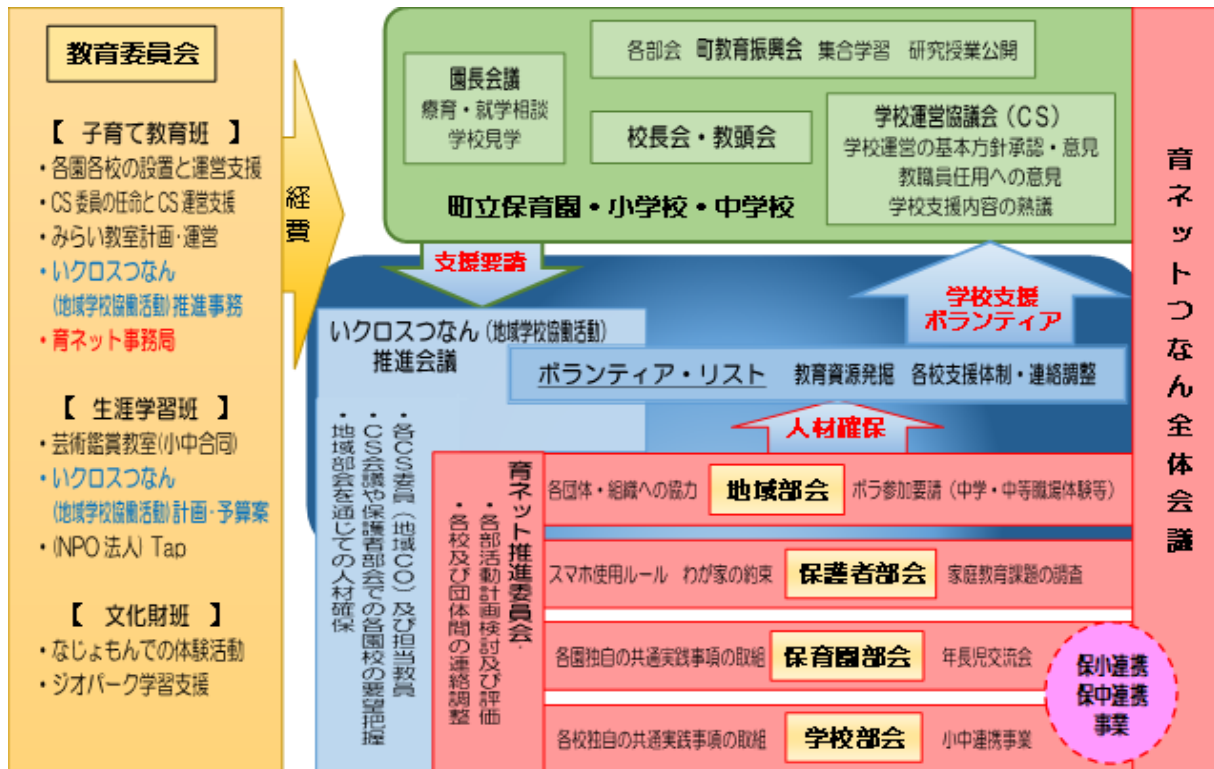
取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
土曜保育の時間延長（2）					1日
早朝・居残り保育時間の延長（2）					開始
乳児保育の受入れ月齢（4）		生後 6か月			

3 子ども支援ネットワークづくり

【現状と課題】

“自分で自分の生き方を切り拓く強くてやさしい子”の実現に向けて、平成24年度から『育ネットつなん』を発足し、地域・保護者・保育所・学校の4つの部会組織で、胎児から就労まで途切れない支援を目指して連携しています。

主な活動としては、社会の情報化が進む中、こどもが適切に情報活用能力を身につけられるよう、町PTA連合会主催の講演会や普及啓発を実施しています。また、小学校から中学校への円滑な接続を図るため、町内全ての小学6年生が参加する『津南みらい教室』を開催しています。



【今後の施策】

地域の子育て支援の拠点として、『育ネットつなん』を核とし、令和4年度に立ち上げた『地域学校協働活動推進会議 (いクロスつなん)』と連携しながら一体的に町の子育て支援と教育資源の活用を図り、保育所や小学校の統廃合も見据えた活動を実施していきます。

そして、子育てサービス全般の質の向上と地域の子育て機能の再生及び地域ニーズに向けた取り組みをしていくために、子育て支援ネットワークのより一層の連携強化に努めます。

■行動目標

取組 (小項目)	R07	R08	R09	R10	R11
CS マイスター派遣事業の実施	実施	実施			

4 児童青少年の健全育成

(1) 津南町スポーツ少年団の活性化

【 現状と課題 】

こどもが活動を通じて喜びや楽しさを体験し、仲間と連帯や友情、協調性や創造性などを育み、良き社会人として成長することを目的に、昭和 53 年に津南町スポーツ少年団が結成されました。令和 6 年 4 月現在、剣道・柔道・野球・スキー・サッカー・ミニバスケットボール・ジュニアバドミントンの 7 単位団があり、小・中学生 142 人が加入しています。少子化を背景とした団員数の減少は全国的な課題となっています。また、保護者のライフスタイルも変わり、こどもを取り巻く環境も大きく変わることで、スポーツや遊びの環境も変化をしています。こどもの運動能力や体力の低下は問題となっており、こどもの興味、体力や能力に対する配慮も必要になってきています。さらに、指導者による団体の運営維持、後継者の育成、指導者の資質向上と指導方針の統一も課題となっています。

【 今後の施策 】

こどものニーズに応え、地域社会から期待され、青少年の健全育成に貢献する組織を目指して活動を推進します。また、指導者研修会の開催または参加することにより、さらなる指導力の向上を図っていきます。

(2) 放課後児童対策

【 現状と課題 】

少子化や核家族化等に伴い、地域において小学生同士が遊ぶ機会が少なくなり、情操豊かなこどもを育てる環境が減ってきています。

現在は、放課後のスポーツ少年団活動、公民館図書室を活用した読書活動の支援の他、平成 25 年度から『いきいき大好き津南町推進委員会』が主催で NPO 法人 Tap が事務局として展開する委託事業の『放課後活動支援事業：この指と一まれ！』を開始しています。

放課後のこどもの遊び場の提供について、指導員を配置し、迎えの交通手段を町で確保提供する中で、主に総合センターや農と縄文の体験実習館（なじょもん）、クアハウス津南において実施しています。

また、NPO 法人 Tap は自主事業として『子ども育成事業：放課後クラブ』を展開し、クラブトや茶道、郷土料理等に関わる経験を通して自然や人との係わりから文化学術面へのこどもの興味関心を引き出す活動と共に、主体的に遊ぶ力の育成にも力を入れています。

【 今後の施策 】

こどもが充実した時間を過ごすためには、家庭や地域、学校など生涯学習に関わる関係機関との連携強化が必要であることから、今後も NPO 法人 Tap との協働を一層進め、スポーツ少年団活動や放課後活動支援事業（放課後子ども教室）等の充実強化に努めていきます。

総合センターで開催される放課後子ども教室や放課後クラブについては、開催曜日の拡充も検討しながらマイクロバス等による送迎の充実を図り、誰でも参加できる体制を図ります。

（３）学童保育の充実

【 現状と課題 】

昼間家庭に保護者のいない小学校の児童の健全育成を図ることを目的に、平成 15 年度から小学校校区ごとで学童保育を実施しています。令和 5 年度の利用者数は、津南小学校区（総合センター会場）が延べ 6,529 人、上郷小学校区（上郷保育園会場）が延べ 7 人、芦ヶ崎小学校区（芦ヶ崎小学校会場）が延べ 207 人、長期休暇（総合センター会場）は延べ 1,667 人となっています。

小学校から実施場所へ移動する際の安全確保、小学校の長期休暇中の対応、実施に係る時間的・人的制約及び専用区画等の確保に関する物理的課題に加え、特別な支援を要する児童への幅広い対応ができないなどの課題が出ています。また、平日は短時間勤務、長期休暇中は長時間勤務となるため、支援員の労働条件や人員確保も課題となっています。

【 今後の施策 】

少子化及び核家族化が進む中、放課後に児童が過ごす場としてサービスを利用する保護者も増加する可能性があります。

支援員については、保育所、在宅のスタッフと一体でシフトを組み、人員の確保と待遇の改善に努めます。また、研修を通じて支援員の能力向上を図り、人員を確保する中で特別な支援を要する児童の受入れについて環境整備を進めます。

また、津南小学校を会場とした実施に向けてハード面の整備に着手し、物理的課題を改善します。

（４）地域による健全育成事業

【 現状と課題 】

少子高齢化が進行し、家族構成や価値観の多様化、情報通信技術の進展など社会の急速な変化に伴い、家族の絆や地域社会の連帯感が薄れてきています。このような状況の中、青少年を取り巻く環境も大きく様変わりしており、全国的に青少年が被害者となる虐待問題、学校における生徒指導上の諸課題、SNSをはじめインターネット利用に伴うトラブル等問題は深刻な状況となっています。これらの背景には、社会環境の変化とともに、家庭の教育機能や地域社会の青少年育成機能の低下、様々な要因が複雑に絡み合い、社会全体に生じた歪みが青少年に悪影響を及ぼしているものと考えられます。したがって、地域社会においては、「地域のこどもを地域で育てる」という観点に立ち、家庭・学校・地域住民・企業・民間団体・関係機関がネットワークを構築することにより、こどもが多様な人間関係や自然体験・社会体験等を通じて社会性や主体性を身に付け、個性を伸ばしていけるような多様な活動の場を設定することが求められています。

【 今後の施策 】

健康で明るい地域の青少年をよりたくましく、より明るく、より健康に育てるために、関係機関・団体と密接な連携を取りながらネットワークを拡充強化し、地域に根差した実践活動を展開するとともに、啓発活動を積極的に推進します。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
学童支援員研修の実施（３）	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充

5 仕事と家庭の両立支援の推進

【 現状と課題 】

ニーズ調査では、育児休業の取得について、「母親の取得」が66%だったのに対し、「父親の取得」が9%となっており、両親ともに取得率は上昇していますが、仕事や経済的な面から父親の方が取得しにくい状況がうかがえます。また、母親の育児休業終了後については、「職場に復帰」が77%、そのうち短時間勤務制度を「利用した」が30%となっており、女性の就業率の上昇及び事業主による制度への理解が徐々に進んでいます。

【 今後の施策 】

男女ともに育児休業や短時間勤務制度を利用できるよう、事業主に子育ての大切さを理解してもらい、仕事と子育てを両立できる環境づくりを目指します。そのために男性の家事・育児参加や職場での働き方改革等の啓発を推進していきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
町商工会との協議・連携	継続	継続	継続	継続	継続
育児休業支援や働き方改革に関する情報発信	実施	継続	継続	継続	継続

第3節 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

【 現状と課題 】

出生数の減少に伴い、地域によっては、近所に乳幼児がいないため、自然にこどもとふれあう機会も減少しています。

現在、町内中学校では授業の一環として保育所児童との交流を実施していますが、将来家庭を築き、こどもを生み育てることの意義について一層啓発していく必要があります。

【 今後の施策 】

保育所、中学校、地域と連携し、中学生が乳幼児とふれあう機会の拡充を推進します。

この体験により命の尊さや家庭の大切さを学ぶことで、次代の親としての自覚を持ち、育児不安の解消及び乳幼児虐待の防止につなげていきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
中学生保育体験	拡充	継続	継続	継続	継続

2 こどもの生きる力の育成に向けた保育・教育環境の整備

(1) 保育所の統廃合

【 現状と課題 】

町の出生数は、平成 27 年度から 55 人前後で推移していましたが、令和 2 年度から 36 人となっています。

園児数は、令和 2 年度の 284 人から徐々に減少し、令和 6 年度当初においては 223 人となっています。一方で近年では 3 歳未満児の入所申込割合が増加傾向にありますが、児童を受け入れる施設環境や人的環境が整っていないことが課題となっています。

また、出生数の減少に伴い、町内 5 箇所の保育所のうち 2 園が入所率 50%を下回り、4 園で混合保育が常態化しています。こうした保育所の規模による保育の差を解消するため、令和 2 年度に園児バスを整備し、年長児交流会や 3 歳以上児の他園交流に取り組んでいます。

こうした状況から、令和 6 年度に既存の 5 園を 1 園に統合する方向で有識者や保護者、保育士等との『保育園環境整備のための検討会』を計 4 回実施しました。

【 今後の施策 】

保育園環境整備の協議を踏まえ、現ひまわり保育園に統合していくことにあたって既存施設の活用や新園舎の増設等により、こどもにとってよりよい保育環境の整備と保育士が働きやすい環境の整備を進めていきます。

また、今後の統合を見据えて、町では引き続き前述の園児バスを活用しながらこどもを大自然の中でのびのびと育てる津南らしい保育プログラムを展開していきます。

(2) 望まれる学校の規模と体制

【 現状と課題 】

平成 20 年度に『津南町小中学校適正規模検討委員会』から答申が出され、統合を進めた結果、現在は町立の小学校は 3 校、中学校は 1 校となりました。こどもの将来に向けて令和 6 年度に保護者アンケート及び住民懇談会を実施しました。

統合後の体制については、保護者や地域住民からの意見を踏まえながら小学校や関係機関等と協議していく必要があります。

また、特別な支援が必要な児童・生徒が増加する傾向がありますが、平成 29 年度に津南小学校の校舎増築部分に特別支援学級を 3 教室、令和 6 年度には津南中学校に通級指導教室を 1 教室設置しました。

【 今後の施策 】

小学校統合は令和 9 年度に行う方針で保育所統合の検討も踏まえつつ、準備を進めていきます。

体制においては、集合学習や交流学习等、集団で行う授業を進めながら、引き続き町単独での講師の配置により主要教科等で単式学級での授業が行えるよう環境整備を図ります。

また、特別な支援が必要な児童・生徒のために、教室環境を整えとともに支援員を配置して、指導体制の強化を図ります。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
統合に向けた園外保育・他園交流（１）	推進	推進	推進	推進	統合
集合学習・交流学習の実施（２）	拡充	拡充	統合		

第４節 子育てを支援する生活環境の整備

１ 良好な居住環境の確保

【 現状と課題 】

ライフスタイルの相違から両親と同居をせず、町営住宅や賃貸住宅に入居する夫婦が増えています。平成 26 年度には空き教員住宅を活用し、『子育て支援住宅』として整備しました。

町では下記の町営住宅を管理しており、空室があった際に随時募集をしています。

名称	所在地	世帯数	建築年	家賃	備 考
町営住宅	美雪町	36 戸	H21～28	所得に応じ て設定	低所得者向け
	大船団地	24 戸	H29		
特定公共賃貸住宅	正面	6 戸	H9～10	5 万円/月	高額所得者向け
定住促進公共賃貸住宅	大割野	6 戸	旧東電社宅	4 万円/月	IJU ターン者向け
子育て支援住宅	中津	2 戸	旧教員住宅	2 万円/月	子育て世帯向け
	上郷	4 戸			
	三箇	2 戸			
	外丸	2 戸			
	津南原	2 戸			

また、経済的負担の軽減を目的とし、空き家バンクの運営や空き家購入者向けの改修補助金、新築及び中古物件を対象とした住宅取得補助金を整備しています。

民間の賃貸住宅に関しては、選択肢が少ないことや、建物の老朽化等が課題となっています。

【 今後の施策 】

今後も町営住宅の計画的な維持管理を行い、空き公共施設等を若者向け住宅としての利活用を検討していきます。空き家に関しても、空き家バンク制度の充実化を図り、利活用を推進します。民間の賃貸住宅については、アパート改修補助事業を実施し、良好な住環境の整備に努めます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
子育て支援住宅入居率	90%	90%	90%	90%	90%
空き家バンク新規登録数	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 生活環境と交通機関の整備

【 現状と課題 】

町では、国県道の幹線道路をはじめ集落内の生活道路の整備に積極的に取り組んでいますが、段丘地形であることにより急勾配、急カーブが多く、特に冬期間の交通に支障をきたす箇所も多くあります。更に歩道の整備及び冬期間の歩道の無雪化等、こどもや高齢者にとって優しい道路の整備が求められています。

【 今後の施策 】

国県町道の改良工事を積極的に推進し、快適な生活基盤の整備を図り、ベビーカーや小さなこども連れの方にも優しい歩行空間の確保に努め、冬期間の歩道除雪の推進を図ります。

(2) 公園の整備

【 現状と課題 】

こどもの遊び場、親子同士のふれあいの場として、町営の児童遊園を2箇所（大割野児童遊園、陣場下児童遊園）設置しています。また、平成25年度には中津川運動公園が整備され、陸上競技、テニス、野球、ゲートボール等が実施されています。少数ですが遊具も設置しており、親子の姿も見られます。

町営の児童遊園では、危険と指定された遊具を撤去したために公園に設置してある遊具は少なく、利用者の要望を満たす遊具がないのが現状です。

【 今後の施策 】

児童遊園の維持管理については、利用率を考慮しながら地域との連携を図っていきます。また、親子で安心して楽しめる遊び場として提供できるよう、利用者の要望を反映しながら、保育所の園庭活用や公園施設の整備に努めていきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
保育所園庭活用（2）	継続	継続	継続	継続	継続
こどもの遊び場整備（2）	推進	推進	推進	推進	推進

3 安全・安心のまちづくりの推進

【 現状と課題 】

十日町警察署管内の交通事故の発生件数はありませんでした。令和元年をピークに減少傾向にあり、令和5年度における「こども事故」もゼロでした。しかし車社会のなか、全国的には重大な事故も発生していることから予断を許さない状況にあります。

また、新潟県の横断歩道停止率は令和5年度において全国最下位となっています。これは通学するこどもにとっても深刻な問題であるといえます。

【 今後の施策 】

通学路安全推進会議を開催し、通学路や公園等の必要な箇所には横断歩道や防犯灯、道路照明、看板等を設置するよう努めます。

また、老朽化が進む交通安全施設の点検及び修繕を進めていきます。横断歩道については、交通安全協会や交通指導隊と連携し、街頭立哨等の啓発活動を実施していきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
通学路推進会議の実施	実施	実施	実施	実施	実施
各保育所、小学校への交通安全用品の配布	実施	実施	実施	実施	実施
街頭立哨の実施	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

第5節 こども等の安全確保

1 こどもを交通事故や犯罪等から守るための活動の推進

（1）交通安全教育の推進

【 現状と課題 】

町における交通事故の発生件数は、令和に入ってから一桁台ではありますが、依然交通事故は無くならない現状です。事故の多くが、速度超過、飲酒運転、わき見運転、ながら運転、シートベルト及びチャイルドシート未着用等、交通ルールの基本が守られていないことが原因となっています。

また、運転者の高齢化に伴い、今後更に事故の増加が懸念されることから、高速時代と高齢化社会に対応した安全教育が求められています。

【 今後の施策 】

交通事故防止のため、保育所や小学校で警察署員等による参加・体験型の講習を行い、交通安全に対する啓発を行います。特に、道路交通法の一部改正により自転車のヘルメット着用が令和5年度から義務化されたことに伴い、自転車教室により重点を置き啓発に努めます。

交通指導員や関係団体と連携を図りながら、こどもに関係する職員一人ひとりが命を守ると言う意識を持ち、研修等を通じて指導能力を身に付けるとともに、地域全体で交通安全について取り組む体制を整えます。

（2）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【 現状と課題 】

地域に開かれた保育所や学校を目指していかなければなりません。近年では学校付近での不審者情報も出ており、こどもの安全確保に向けた対策が必要です。

町では学校支援ボランティアによる登下校の見守りや新小学1年生に対して防犯ブザーの配布を実施しています。

【 今後の施策 】

保育所や学校に対して、それぞれの防犯訓練等の実施や危機管理マニュアルを基に、職員の迅速な対応方法の周知を実施します。

こどもを犯罪の被害から守るため、警察や地域の協力により日々の見守り体制を強化します。

また、万が一こどもが被害にあった場合に、立ち直りを支援するため、臨床心理士や保健師と連携しながらカウンセリング等の支援体制を整えます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
各保育所、小学校での交通安全教育の実施（１）	全箇所実施	全箇所実施	全箇所実施	全箇所実施	全箇所実施
交通指導員研修の実施（１）	年１回	年１回	年１回	年１回	年１回
こども事故の発生件数（１）	０件	０件	０件	０件	０件

第6節 要保護児童への対応

1 児童虐待の防止

【 現状と課題 】

核家族化や少子化に伴い、育児協力者、相談相手の減少等が原因による親の育児ストレスや不安の抱え込みが問題となってきています。こどもに対するネグレクト（養育放棄）や心身的な暴力等の事件も発生している状況があります。面前DV（こどもの前での暴力・夫婦喧嘩）やヤングケアラーなど、家庭内での問題によりこどもの心身に負担をかける事例も増えています。

町でも、乳幼児健診、保育所、学校で虐待の疑いのある事例が年に数件発見されています。

平成20年10月に『津南町要保護児童対策地域協議会』を設置し、要保護児童やDV被害の児童に対して関係機関等と連携して対応にあたっています。

虐待の疑われている事例については、児童相談所への通報や保育所や学校への施設訪問を行い、保護者及び関係者に対して更なる虐待を予防するための指導を行っています。

『こんにちは赤ちゃん訪問』、『乳幼児健診』の他、さまざまな子育て支援の機会において、育児相談を通じた母親のメンタルヘルス対策や虐待予防の取り組みをしています。

【 今後の施策 】

町福祉保健課内の「こども家庭センター」において、妊娠期より関係者が母子との関わりを持つことで、相談しやすい関係づくりをし、育児ストレスや不安の軽減に努めます。健診未受診者においては、確実に連絡を取り、生活状況の把握漏れのないようにします。さまざまな機会を通して相談窓口の紹介を行い、必要に応じ電話相談、家庭訪問等の継続支援を図っていきます。

また、『津南町要保護児童対策地域協議会』を中心に、虐待事例について関係機関との情報共有及び虐待予防・早期発見体制に向けた研修会を実施するとともに、子育て家庭の孤立を防ぐ地域づくりに向けた住民への啓発を行っています。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
虐待予防研修の実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

2 ひとり親家庭への支援

【 現状と課題 】

ひとり親家庭数は、令和 5 年度で 62 世帯となっています。その中には祖父母と同居しているひとり親の他、核家族で生活する家庭も少なくありません。

ひとり親施策としては、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、母子・父子手当等の経済的支援を行っており、その条件や対象者は様々です。

<ひとり親世帯数の状況>

単位：世帯

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総世帯数	65	61	60	59	62
うち母子	56	51	51	49	51
うち父子	9	10	9	10	11

（資料：津南町福祉保健課）

<各種援助の状況>

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり親家庭等医療費助成	1377 件	1096 件	1089 件	1037 件	1217 件
	4,427,561 円	3,315,130 円	3,531,292 円	2,538,653 円	2,705,197 円
児童扶養手当 支給対象者	49人	49人	44人	42人	42人
母子・父子手当 支給対象者	32人	22人	20人	22人	21人

（資料：津南町福祉保健課）

【 今後の施策 】

ひとり親家庭の生活安定のために、保健師や保育所等が相談に応じ、子育てや心身を支えることが重要な役割を果たしていますが、ひとり親支援関係部署、民生・児童委員、社会福祉協議会等、関係機関との連携を図り、生活相談指導や就労援助等のサポート体制を強化します。

経済的支援では、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、母子・父子手当について制度の周知を図ります。また、県が行う母子父子寡婦貸付金等の各種貸付金や、就業支援事業、養育費確保支援事業等の周知にも努めます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
母子・父子手当の実施	継続	継続	継続	継続	継続

3 障害児支援施策の充実

【現状と課題】

障害があることにより、特別な配慮が必要な子どもについては、一人ひとりの状態等に応じたきめ細かな教育の充実、持っている力を十分発揮することができるよう、指導を行っています。

また、こどもの個別検査や行動観察を行うため、臨床心理士、訪問相談員を配置して、実態を正確に把握し、保護者のニーズに対して的確に対応する体制の構築に努めています。

今般、障害のあるこどもの増加と重度・重複化・多様化が進んでおり、特別支援教育に対する地域や家庭からより一層の理解が求められています。こどもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの発達段階に即した指導方法の更なる改善を図りつつ、充実させる必要があります。

【今後の施策】

引き続き、臨床心理士や訪問相談員を配置し、こどもの実態把握や保護者との関係構築等、長期的な支援が可能となる体制の構築に努めます。

また、障害のあるこどもやその保護者が、専門的な教育相談・支援が受けられるよう医療、保健、福祉等が連携し、一層相談体制や支援体制の拡充に努めます。

障害の正しい認識や特別支援教育についての理解を深めてもらうため、リーフレット等の配布による啓発を行うとともに、障害の種類や程度、特性に応じた教育課程の編成・実施とその改善のため、支援関係者向けに指導の内容や方法等に関する実践的な研修を推進します。

こどもの教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、教育支援委員会においては、就学先の決定のみならず、就学後も状況を把握し関係者と共有して、就学相談や就学先の検討等の支援を継続していきます。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
臨床心理士の配置	2人	2人	2人	2人	2人
訪問相談員の配置	3人	3人	3人	3人	3人
教育支援委員会の開催	2回	2回	2回	2回	2回

第7節 こどもの貧困に関する取り組み

【現状と課題】

厚生労働省が令和5年7月に公表した「国民生活基礎調査」によると、貧困状態にある18歳未満のこどもの割合(こどもの貧困率)は、令和3年に11.5%となりました。3年前の調査結果である14%に比べ改善を見せているものの、未だに9人に1人のこどもが貧困状態にあり、さらにひとり親世帯の平均所得額は低い状態にあり5割にまで増加します。

「こどもの貧困」は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。町において

も、令和4年度に町立中学校生徒のいる家庭を対象に、生活状況に関するアンケート調査を実施しました。その結果、保護者アンケートでは「家族が必要とする食料または衣服が買えないことがあった」という家庭が2割程度、生活に満足していない割合も高い傾向にあり、コロナ禍であったことも1つの要因と考えられます。生徒アンケートでは「困っていることや悩み事があるときに誰にも相談できない、相談したくない」と答えた生徒がいることや、その他の質問では「不安がある」「自信をなくしやすい」といった割合が高く、不安を抱え、自分に自信を持つことが難しい状況であることがうかがえます。

経済的困窮者への対応から社会的孤立の予防も含め、相談体制を整え、様々な角度から施策を検討し、支援の必要な子どもや保護者が、必要な支援につながるよう努めていく必要があります。

【 今後の施策 】

現に支援を受けている方はもとより、潜在的な困窮者についても、子ども・若者相談支援、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助等様々な制度を適切に繋げられるように支援の入り口である窓口整備に努めていきます。

また、子育て支援センター、保育所、学校、学童保育、乳幼児健診や育児相談など直接子どもや保護者と関わりのある場で、より一層相談しやすい雰囲気や環境づくりを心掛け、困りごとを抱えている家庭の発見及び経過の把握に努めるとともに、施策やサービスについての情報提供を行います。

■行動目標

取組（小項目）	R07	R08	R09	R10	R11
相談窓口のワンストップ化	推進	推進	推進	推進	推進